### 「島田市まち・ひと・しごと創生市民会議」の設置について

#### 1. 設置目的

地方創生(まち・ひと・しごと創生)に向けて、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、行政などが一体となり、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、「島田市まち・ひと・しごと創生市民会議」を設置する。

#### 2. 会議の役割

- ・市の強みや特徴を活かした施策の検討
- ・市の「人口ビジョン(案)」及び「総合戦略(案)」の検討
- ・市の「総合戦略」の推進及び実施状況の検証
- ・まち・ひと・しごと創生に関する情報の共有

#### 3. 構成員

市長を議長とし、市内各界・各層の皆さまで構成

#### 4. 策定スケジュール(予定)

平成27年5月 : アンケート調査実施、市民からの提案募集

第1回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議

" 6月:アンケートの集計・分析

人口関連データの収集・推計・検証

" 7月:人口ビジョン素案作成

総合戦略骨子の作成

第2回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議

" 8月:総合戦略素案の作成

第3回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議

パブリック・コメント

10月 : 第4回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議

人口ビジョン及び総合戦略策定

" 11月 :総合戦略の推進

平成28年3月頃:第5回島田市まち・ひと・しごと創生市民会議

総合戦略の実施状況の検証

#### 島田市まち・ひと・しごと創生市民会議 設置要綱

(趣旨)

第1条 地方創生に向けて官民が一体となり、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、「島田市まち・ひと・しごと創生市民会議」(以下、「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に関すること。
  - (2) 「地方版総合戦略」の推進及び実施状況の検証に関すること。
  - (3) まち・ひと・しごと創生に関する施策の情報交換・連絡調整に関すること。
  - (4) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、議長及び構成員をもって組織する。
- 2 会議の議長は市長とし、構成員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 前項の規定に関わらず、議長は必要に応じ構成員を追加することができる。

(議長)

第4条 議長は、会議の事務を総括する。

(会議)

- 第5条 会議は、議長が招集する。
- 2 会議は、議長が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、島田市市長戦略部戦略推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

# 別表 (第3条関係)

# 島田市まち・ひと・しごと創生市民会議 構成員

	団体名等	
1	島田市自治会連合会	
2	島田青年会議所	
3	B お母さん業界新聞 静岡・島田版	
4 島田市小中学校 P T A 連絡協議会		
5	NPOクロスメディア島田	
6	6 島田商工会議所   7 島田市商工会   8 島田市観光協会   9 島田市農業経営振興会   10 島田市内高校	
7		
8		
9		
10		
11	島田市校長会	
12	島田信用金庫	
13	島田・榛北地区労働者福祉協議会	
14	島田公共職業安定所	
15 島田市		

### オブザーバー

		団体名等
1	静岡県中部地域政策局	

事務局 :島田市 市長戦略部 戦略推進課